波方一般廃棄物最終処分場の水質検査結果

年度	令和8年度
施設名称	波方一般廃棄物最終処分場
所在地	今治市波方町小部乙2番地1

	検査項目	単位	(※1)基準値	検査結果											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地下水（モニタリング桝）	塩化物イオン	mg/L	−	120											
	電気伝導率	mS/m	−	90.9											
	ふっ素	mg/L	−	−											
	ほう素	mg/L	−	−											
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	−	−											
	カドミウム	mg/L	0.003以下	−											
	全シアン	mg/L	検出されないこと	−											
	鉛	mg/L	0.01以下	−											
	六価クロム	mg/L	0.05以下	−											
	砒素	mg/L	0.01以下	−											
	総水銀	mg/L	0.0005以下	−											
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	−											
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	−											
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	−											
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	−											
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	−											
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	−											
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	−											
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	−											
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	−											
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	−											
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	−											
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	−											
	チウラム	mg/L	0.006以下	−											
	シマジン	mg/L	0.003以下	−											
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	−											
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	−											
	セレン	mg/L	0.01以下	−											
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	−											
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	−											
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	−											
地下水（堰堤下井戸）	塩化物イオン	mg/L	−	120											
	電気伝導率	mS/m	−	85.3											
	ふっ素	mg/L	−	−											
	ほう素	mg/L	−	−											
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	−	−											
	カドミウム	mg/L	0.003以下	−											
	全シアン	mg/L	検出されないこと	−											
	鉛	mg/L	0.01以下	−											
	六価クロム	mg/L	0.05以下	−											
	砒素	mg/L	0.01以下	−											
	総水銀	mg/L	0.0005以下	−											
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	−											
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	−											
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	−											
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	−											
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	−											
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	−											
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	−											
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	−											
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	−											
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	−											
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	−											
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	−											
	チウラム	mg/L	0.006以下	−											
	シマジン	mg/L	0.003以下	−											
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	−											
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	−											
	セレン	mg/L	0.01以下	−											
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	−											
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	−											
放流水	水素イオン濃度［pH］	−	5.0～9.0	7.8											
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	60	0.5未満											
	化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	90	8.1											
	浮遊物質量(SS)	mg/L	60	1											
	大腸菌群数	CFU/mL	800	0											
	窒素含有量	mg/L	120(日間平均 60)	18.0											
	燐含有量	mg/L	16(日間平均 8)	0.23											
	カルシウムイオン	mg/L	−	150											
	n-ヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/L	5	−											
	n-ヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	mg/L	30	−											
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	−											
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	−											
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	−											
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	−											
	有機燐化合物	mg/L	1以下	−											
	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	−											
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	−											
	シアン化合物	mg/L	1以下	−											
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	−											
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	−											
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	−											
	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	−											
	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	−											
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	−											
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	−											
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	−											
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	−											
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	−											
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	−											
	チウラム	mg/L	0.06以下	−											
	シマジン	mg/L	0.03以下	−											
	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	−											
	ベンゼン	mg/L	0.1以下	−											
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	−											
	フェノール類含有量	mg/L	5以下	−											
	銅含有量	mg/L	3以下	−											
	亜鉛含有量	mg/L	2以下	−											
	溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	−											
	溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	−											
	クロム含有量	mg/L	2以下	−											
	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	−											
	ほう素及びその化合物	mg/L	230以下	−											
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	(※2)100以下	−											
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	−											
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	−											

（※1） 基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、「ダイオキシン類特別措置法」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」による。

（※2） アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。